

福祉系高校修学資金（福祉系高校修学資金返還充当資金） 貸付申込みのしおり

<制度概要>

1 趣旨

介護福祉士の資格取得を目指す福祉系高校に在籍する方で、将来東京都内の介護サービス事業所・施設で介護職員等の業務に従事しようとする方に、修学資金を貸付けて修学を容易にすることにより、介護福祉士の養成及び確保並びに定着に資することを目的とします。

2 貸付対象

福祉系高校に在籍し、次の①～④の要件をすべて満たしていること（詳細は4ページ参照）

①次のいずれかを満たしている

ア) 東京都内に住所を有している（住民登録している）

イ) 在籍している福祉系高校の所在地が東京都内

ウ) 福祉系高校を卒業後に東京都の区域内において介護職員等の業務、又は相談業務等（※1）（以下「介護職員等の業務等」という。）に従事しようとする意思を有している

②福祉系高校卒業後、介護職員等の業務等に従事する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心がある

③他の道府県が実施する同種の修学資金を借り受けていない

④卒業した日から1年以内に、介護福祉士として、継続して3年以上都内で介護職員等の業務等に従事しようという意思を有する

3 貸付内容

(1) 貸付額

①修学準備金 3万円以内（入学時に限る）

②介護実習費 3万円以内（年額）

③国家試験対策費用 4万円以内（年額）

④就職準備金 20万円以内（卒業後、就職する場合に限る）

(2) 貸付期間 福祉系高校の正規の修学期間

(3) 利子 無利子

(4) 交付 年1回

4 連帯保証人

要件を満たす連帯保証人を立てること（詳細は4ページ参照）

5 返還免除（次の①または②に該当した場合、修学資金の返還を免除します）

①福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の資格を取得及び登録を行い、東京都内の介護サービス事業所・施設（対象は9ページの一覧の種別のみ）に就職し、3年間継続して介護職員等の業務（詳細は9ページ参照）に従事した場合

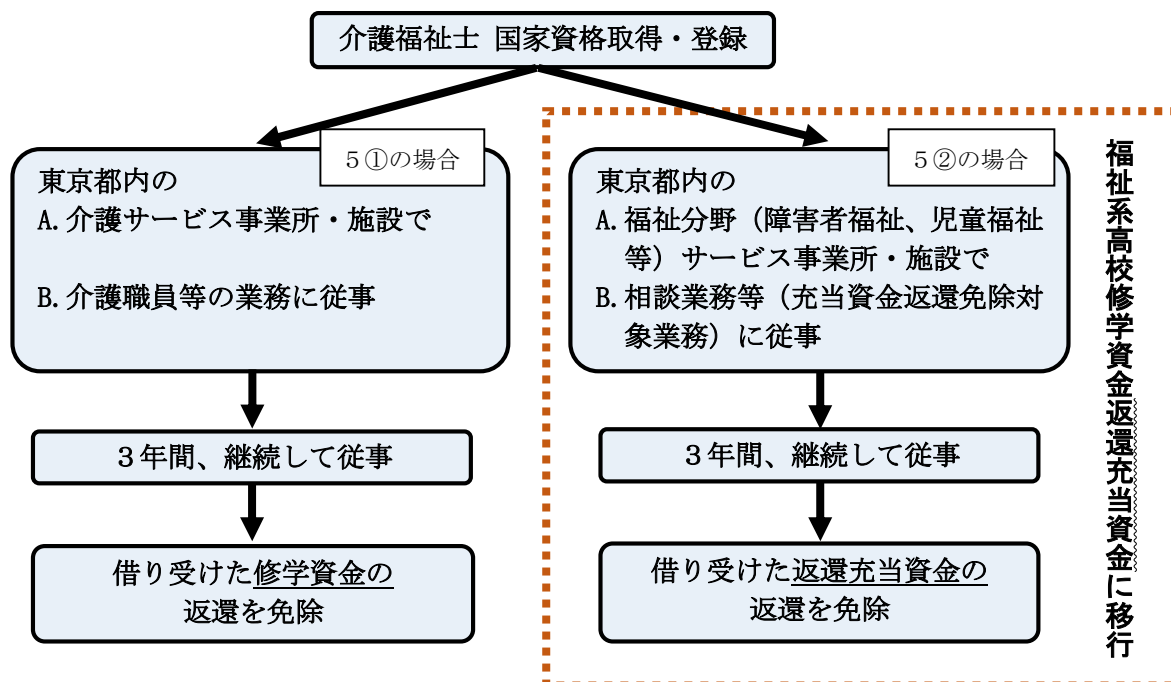
②福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の資格を取得及び登録を行い、東京都内の介護サービス事業所・施設以外の福祉分野（障害者福祉、児童福祉等）サービス事業所・施設（対象は10ページ以降の一覧の種別のみ）に就職し、3年間継続して相談業務等（※1）に従事した場合

※1 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲について」（昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知）の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務から介護職員等の業務を除いた範囲の業務（以下、「充当資金返還免除対象業務」という）。詳細は10ページ以降の一覧参照。

※2 5②の場合は『福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業』に移行します。(下図参照)

〔補足〕

- *福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業に移行する場合、新たな書類の手続きは必要ありません。
- *介護サービス事業所・施設で従事している途中から介護サービス事業所・施設以外の福祉分野での従事に変更した場合も福祉系高校修学資金返還充当資金事業に移行します。
- *福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業に移行した場合、福祉系高校修学資金貸付事業に戻すことはできません。(一度移行したら福祉系高校修学資金に戻すことはできません。介護サービス事業所・施設以外の福祉分野で従事後、3年を満たさずに介護サービス事業所・施設での従事に変更になった場合は返還になります。)



6 返還猶予等（返還免除を受けるまでの間、次に該当する場合は返還の猶予が可能です）

- ①福祉系高校卒業後1年以内の日から、又は次の②～⑤の理由による返還猶予期間終了後、引き続き介護職員等の業務に従事しているとき
 - *修学生本人の意思によらず、人事異動等により東京都外で介護職員等の業務に従事した場合も含まれます。
 - *介護福祉士の資格を取得及び登録後、『福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業』に移行（介護以外（障害福祉、児童福祉等）の福祉分野で就職）し、充当資金返還免除対象業務に従事している場合も返還猶予が可能です。
- ②修学資金の貸付契約を解除された後も、引き続き福祉系高校に在籍しているとき
- ③福祉系高校卒業後、大学、専門学校等に在学しているとき
 - *この場合、介護福祉士の登録の有無は問わない
 - *大学、専門学校等の専攻学部・学科は問わない
 - *大学、専門学校等に進学するための入学試験に合格できなかった場合で次年度の入学試験を受験する意思を有するときを含む
- ④災害等やむを得ない事由により返還債務の履行ができないと認められるとき
- ⑤災害等やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合で、次年度の国家試験を受験する意思を有するとき

7 返還（上記5または6に該当しないときは返還になります）

- (1) 返還期間 8か月以内（返還は、返還事由が発生した翌月から開始）
*就職準備金を借入れた場合は8ヶ月間の延長可
- (2) 返還方法 月賦、半年賦又は年賦の均等払い（一括払いも可）
- (3) 延滞利子 返還期間内に返還されない場合は、延滞元金に対し延滞利子3%を徴収

! 福祉系高校を退学したときや、介護職員等の業務に3年間継続して勤務できなかったときなど、返還猶予・返還免除の要件を満たさなければ全額返還となります。

<返還例> 貸付額総額44万円・返還期間16ヶ月の場合 →月賦の場合、毎月27,500円

8 申込み及び貸付決定

在籍する福祉系高校の長の推薦を受け、東京都社会福祉協議会（以下、東社協という。）にお申込みください（貸付申込書を在籍する福祉系高校から入手し、申込書類一式は在籍する福祉系高校に提出してください）。東社協は申込内容を審査し、貸付の可否を決定します。

<申込みからの流れ>

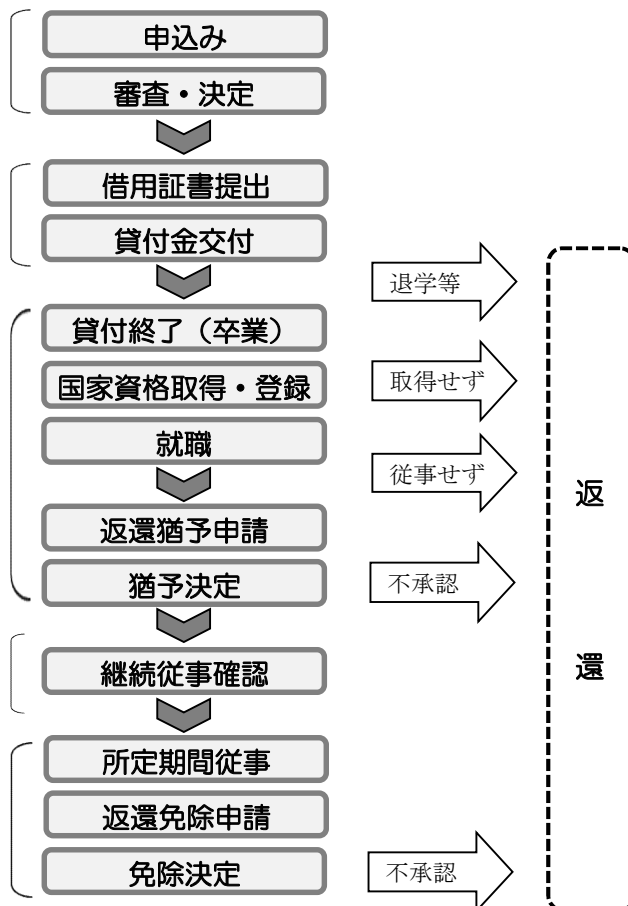
東社協で書類受理後、審査し、貸付の可否を決定します。結果は在籍する福祉系高校に送付します。

修学資金は、年1回交付します。

福祉系高校卒業後、介護職員等の業務に従事する場合等は、必ず返還猶予申請を行ってください。手続きを行わない場合返還になります。

猶予期間中毎年1回従事の状況について確認します。

介護職員等の業務に所定の期間従事するなど、返還免除要件に該当することになった場合は、必ず返還免除申請を行ってください。



<申込みについて>

1 申込者の要件

福祉系高校（社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第4号の規定による高等学校又は中等教育学校）に在籍し、次の①～④の要件をすべて満たしていること

①次のいずれかを満たしている

ア) 東京都内に住所を有している（住民登録している）

イ) 在籍している福祉系高校の所在地が東京都内

ウ) 福祉系高校を卒業後に東京都の区域内において介護職員等の業務等に従事しようとする意思を有している

②福祉系高校卒業後、介護職員等の業務に従事する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心がある

③他の道府県が実施する同種の修学資金を借り受けていない

④卒業した日から1年以内に、介護福祉士として、継続して3年以上都内で介護職員等の業務等に従事しようという意思を有する

※申込者が未成年者の場合は、貸付申込みに関する親権者の同意が必要となります。父母が親権者の場合は、両者の同意が必要です。同意については、貸付申込書（親権者同意欄）への親権者による署名をもって確認します。

2 連帯保証人の要件

要件を満たす個人または法人を連帯保証人として立てていただきます。下記（1）～（3）いずれかをご確認ください。なお、下記における「生活保護世帯基準以上の収入」は年収150万円を目安としております。

（1）申込者が未成年の場合

次の①～③の要件をすべて満たしている方を1名立てること

①法定代理人（親権者または後見人）である

②生活保護世帯基準以上の収入がある

*法定代理人が無収入や生活保護受給者など保証能力が無い場合は、下記（2）（3）に記載する保証能力のある別の個人または法人を連帯保証人として立ててください。

③東社協が実施する介護福祉士修学資金、社会福祉士修学資金、実務者研修受講資金、離職介護人材再就職準備金、介護分野就職支援金、障害福祉分野就職支援金の貸付における連帯保証人になっていない

（2）申込者が成人で、個人が連帯保証人となる場合

次の①～③の要件をすべて満たしている方を1名立てること

①次のいずれかを満たしている

ア) 申込日の属する月の6ヶ月前から継続して都内に住所を有している（住民登録している）者で、生活保護基準以上の収入があること

イ) 4親等以内の血族又は3親等以内の姻族及び配偶者で日本国内に住所を有している者で、生活保護基準以上の収入があること

ウ) 次の基準以上の所得を有している者で日本国内に住所を有している者

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
収入基準 (平均月額)	177,000円	261,000円	319,000円	376,000円	411,000円

②日本国籍を有する者又は永住者の在留資格を有する者若しくは特別永住者等である

③東社協が実施する介護福祉士修学資金、社会福祉士修学資金、実務者研修受講資金、離職介護人材再就職準備金、介護分野就職支援金、障害福祉分野就職支援金の貸付における連帯保証人になっていない

〔留意事項〕

※連帯保証人は、申込者が介護職員等の業務等への従事による返還免除を受けるときに、85歳未満であることが望ましいとしています。

※貸付が決定した後は、修学生が返還免除を受けるか返還完了となるまでの間、修学生の状況に応じた通知が連帯保証人に送付されます。修学生が返還免除または返還完了となるまでは、連帯保証人としての責務を負うこととなります。

(3) 申込者が成人で、法人が連帯保証人となる場合

次の①～③の要件を全て満たしている法人を立てること

①申込者の就労先（内定含む）が、介護職員等の業務等に従事したことによる返還免除の対象となる場合に、その施設等を運営する法人である

②保証能力を有する法人である

※連帯保証額を上回る金額の預貯金を有していることを、決算書等により確認します。

③連帯保証人になることについて、法人の理事会または取締役会において承認している

※理事会議事録、取締役会議事録で確認します。

〔留意事項〕

※法人の場合は複数の貸付の連帯保証人になることができます。

※連帯保証人となる法人は、修学生が所定期間での介護職員等の業務等に従事して返還免除となるまでの間、修学生の状況を把握し、支援できる関係であることが望ましいとしています。

※法人を連帯保証人として貸付が決定した後は、修学生が返還免除を受けるか返還完了となるまでの間、修学生の状況に応じた通知が送付されます。修学生が返還免除または返還完了となるまで、修学生の状況を把握していただくとともに、退学・卒業や退職等により修学生と連帯保証人となった法人との関係が変化したり、関係がなくなったりしても、法人は連帯保証人としての責務を負うこととなります。

3 申込受付

貸付申込書は、在籍する福祉系高校より入手してください。

貸付申込書を記入の上、必要書類を添付して、在籍する福祉系高校に提出してください。（提出締切は各高校が指定する期日に従ってください。）

福祉系高校から申込書類に推薦状を添付し、東社協に送付します。

4 貸付申込書記入上の注意

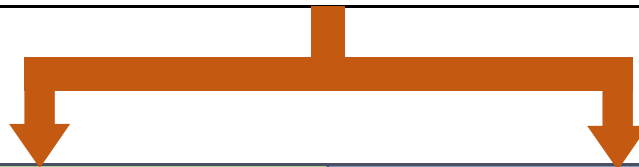
①文字の訂正は、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直してください。

②申込書に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合、貸付の可否を決定することができませんのでご注意ください。

③「連帯保証人の誓約欄」「親権者の同意欄」は、それぞれ連帯保証人又は親権者ご自身による署名をお願いします。法人が連帯保証人となる場合は、法人名、法人代表者名を記載し（法人代表者の自筆でなくて可）、法人代表者印（社判）を押印ください。

< 申込書類について >

【申込者の書類】	
(1)	『福祉系高校修学資金貸付申込書』 ※連帯保証人が個人の場合と法人の場合で様式が異なるのでご注意ください
(2)	申込者の住民票 * 発行から 3 か月以内
(3)	(申込者が未成年の場合) 親権者 (法定代理人) の住民票 * 発行から 3 か月以内
(4)	『福祉系高校修学資金借入申込書類チェックリスト』
(5)	『福祉系高校の推薦状』



【連帯保証人の書類】 個人の場合		【連帯保証人の書類】 法人の場合	
(1)	連帯保証人の住民票 * 発行から 3 か月以内	(1)	登記事項証明書 (全部事項全証明書・履歴事項全部証明書) * 発行から 3 か月以内
(2)	連帯保証人の前年の収入を証明する書類 (源泉徴収票の原本、確定申告書の第一表・第二表の写し、課税証明書のいずれか 1 点)	(2)	直近 2 か年の決算書の写し (法人全体の下記①②) ①貸借対照表 ②事業活動収支計算書 (損益計算書) * 提出は総括分のみ (拠点別・事業別明細は不要)
		(3)	連帯保証に関する法人としての決定が確認できる書類 ①法人理事会議事録・取締役会議事録の写し ② (必要な場合) 『連帯保証人承諾書』
		(4)	『連帯保証に関する申出書』

※ 『 』 で記載された書類は所定の様式での提出が必要です。東京都福祉人材センターホームページから直接ダウンロードするか、高校から入手してください。

(注1) 住民票について

- ①発行後3ヶ月以内のもののみ有効とします。
- ②申込者と連帯保証人が同一世帯で住民票1通で両名の確認ができる場合、ご提出は1通で構いません。
- ③転居した場合は、転居後の住所により申込むこととし、住民票も転居後のものを提出してください。
- ④貸付申込み時に③の手続きが間に合わない場合は、貸付決定後に転居後の住所を『住所・氏名等変更届』により届け出てください。
- ⑤外国籍の方は、在留資格・期間・満了日が記載されたものを提出してください。

(注2) 個人番号(マイナンバー)の記載がある書類について

- ①住民票など、書類を取り寄せる段階で個人番号(マイナンバー)欄の記載がない状態のものを選択できる場合には、個人番号(マイナンバー)欄のないものを準備してください。
- ②個人番号(マイナンバー)が記載されている書類の場合には、必ず番号をマスキングの上、提出してください。

(注3)～(注5)は個人が連帯保証人になる場合の書類の注意事項です

(注3) 源泉徴収票の原本について

- ①源泉徴収票の原本を別の用途で使用している場合には、再発行を依頼して原本を提出するか、課税証明書等別の書類で収入証明をしてください。

(注4) 確定申告書の写しについて

- ①確定申告書の写しを提出する場合は、税務署の受付印があるものをご提出ください。また、「第一表」「第二表」とも提出してください。
- ②確定申告をインターネット(e-Tax)で行った場合、税務署の受付印に代わるものとして受付日時・受付番号が印字されているものを提出してください。
- ③税務署の受付印又は受付印に代わる書面の添付が無い場合、確定申告書の写しのみを提出しても認められません。課税証明書等、別の書類で収入証明をしてください。
- ④前年の所得の証明を確定申告書の写しにより行う場合は、東社協の申込締切が1～3月に設定されている場合に限り、前々年のものでも可とします。

(注5) 課税証明書について

- ①前年の所得の証明を課税証明書(区市町村発行)により行う場合は、当該年度の課税証明書が発行されない期間(概ね6月まで)に限り、前々年のもの(前々年の収入額を基にした前年の課税額が記載されたもの)でも可とします。区市町村に確認の上最新のものをご提出ください。
- ②納税通知書は収入証明書類として認められません。

(注6)～(注9)は法人が連帯保証人になる場合の書類の注意事項です

(注6) 直近2カ年の決算書について

- ①提出は総括分のみ2か年分です。拠点別・事業別明細は含みません。
- ②法人登記後間もないなどの理由であっても、2か年分の決算書が提出できない場合は連帯保証人になることができません。
- ③預貯金の額が、連帯保証の対象となる全ての貸付金の債権額（別に提出する『連帯保証についての申出書』記載の累積額）を直近2か年において上回っていることを確認します。

(注7) 連帯保証に関する法人としての決定が確認できる書類について

- ①理事会または取締役会において、「〇〇（氏名）の東京都社会福祉協議会〇〇資金〇〇万円借入申込の連帯保証人となる」の内容について法人として承認を得たことが明示された議事録の写しを提出してください。
- ②複数の貸付の連帯保証人となる場合で、議事録に個々の貸付対象者名や貸付金額を明示していない場合は、貸付資金名と連帯保証する上限額の記載があれば可とします。その場合は個々の貸付について『連帯保証人承諾書』（所定の様式）を合わせて提出してください。
- ③申込み前に理事会等が開催できず、今回の申込み時に議事録の提出ができない場合は、『連帯保証人承諾書』（所定の様式）を提出し、理事会等開催後速やかに議事録を提出してください。

(注8) 『連帯保証についての申出書』について

- ①この様式は、連帯保証を担う法人が、当該法人の東京都社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付制度に関するすべての債権（新たな申請分を含む）について記載するものです。現在の状態について、今回の申込分だけでなく、「申請中」、「送金中」、「返還猶予中」、「返還中」のすべての貸付について記載してください。
- ②介護福祉士修学資金等貸付制度とは、下記の事業を指します。
 - 福祉系高校修学資金
 - 介護福祉士修学資金
 - 社会福祉士修学資金
 - 介護福祉士実務者研修受講資金
 - 離職介護人材再就職準備金
 - 介護分野就職支援金
 - 障害福祉分野就職支援金
- ③連帯保証する貸付が1件のみの場合でも提出が必要です。

(注9) 1つの法人が同時に複数の貸付の連帯保証人となる場合の必要書類について

1つの法人が同時に複数の貸付の連帯保証人として申込み場合、共通する書類（登記事項証明書等）であっても、必要書類は必ず1件の申込みにつき1部ずつ提出してください。

福祉系高校修学資金 免除対象介護施設・事業種別一覧

[免除要件について] * 1 ページ「5 返還免除」の①の場合
福祉系高校修学資金の免除要件は以下のとおりです。

- a. 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の資格を取得及び登録を行い、
- b. 東京都内の介護サービス事業所・施設に就職し、
- c. 3年間継続して介護職員等の業務に従事した場合

上記のうちbについては、本ページの一覧表の介護施設・事業の種別で従事する必要があるということです（施設種別の要件）。

cの「介護職員等の業務」については、介護職員その他主たる業務が介護等の業務である必要があるということです（職種の要件）。

返還免除の対象とするには、施設種別と職種両方の要件を満たしていることが必要です。これらの要件を満たしているかどうかは就職先の証明により確認しますので、就職の際などは対象種別に該当しているか等についてご自身で就職先と直接確認してください。

返還猶予・返還免除の対象となる介護施設・事業
(介護予防) 訪問介護
(介護予防) 訪問入浴介護
(介護予防) 通所介護
(介護予防) 通所リハビリテーション
(介護予防) 短期入所生活介護
(介護予防) 短期入所療養介護
(介護予防) 特定施設入居者生活介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
夜間対応型訪問介護
(介護予防) 認知症対応型通所介護
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
地域密着型通所介護
地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型介護老人福祉施設
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護療養型医療施設
第一号訪問事業
第一号通所事業

※対象は、居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号のイに規定する第1号訪問事業をいう。）若しくは第一号通所事業（同法第115条の45第1項第1号のロに規定する第1号通所事業をいう。）を実施する事業所となっていますので、上記に限られます。

福祉系高校修学資金返還充当資金 免除対象施設・事業種別一覧

〔免除要件について〕 * 1 ページ「5 返還免除」の②の場合

福祉系高校修学資金返還充当資金の免除要件は以下のとおりです。

- a. 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の資格を取得及び登録を行い、
- b. 東京都内の介護サービス事業所・施設以外の
福祉分野（障害者福祉、児童福祉等）サービス事業所・施設に就職し、
- c. 3年間継続して相談業務等に従事した場合

上記のうち b. については、本ページ以降の一覧表の施設・事業の種別で従事する必要があるということです（施設種別の要件）。

c. の「相談業務等」については、「充当資金返還免除対象業務」（1 ページ※1 参照）である必要があるということです（職種の要件）。具体的な対象業務については、本ページ以降の一覧表に対象種別ごとに記載しています。

返還免除の対象とするには、施設種別と職種両方の要件を満たしている必要があります。これらの要件を満たしているかどうかは就職先の証明により確認しますので、就職の際などは対象種別に該当しているか等についてご自身で就職先と直接確認してください。

◆ 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲について」（昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号社会局長・児童家庭局長連名通知）別添 1 の一覧

別添 1 のコード	返還猶予・返還免除の対象となる 福祉施設・事業（種別）	返還猶予・返還免除の対象となる 業務（職種）
1-1 (1)	保健所	精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員
		精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉士
		精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神科ソーシャルワーカー
1-1 (2)	児童相談所	児童福祉司
		受付相談員
		相談員
		電話相談員
		児童心理司
		児童指導員
		保育士
1-1 (3)	母子生活支援施設	母子支援員
		少年を指導する職員
		個別対応職員
1-1 (4)	児童養護施設	児童指導員
		保育士
		個別対応職員
		家庭支援専門相談員
		職業指導員
		里親支援専門相談員
1-1 (5)	障害児入所施設 障害児通所支援事業を行う施設 (児童発達支援センター)	児童指導員
		保育士
		児童発達支援管理責任者
		心理指導担当職員

別添1 のコード	返還猶予・返還免除の対象となる 福祉施設・事業（種別）	返還猶予・返還免除の対象となる 業務（職種）
1-1 (6)	児童心理治療施設	児童指導員
		保育士
		個別対応職員
		家庭支援専門相談員
1-1 (7)	児童自立支援施設	児童自立支援専門員
		児童生活支援員
		個別対応職員
		家庭支援専門相談員
1-1 (8)	児童家庭支援センター	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 88 条の 3 第 1 項に規定する職員
1-1 (9)	障害児通所支援事業を行う施設 (児童発達支援センターを除く)	児童指導員
		保育士
		障害福祉サービス経験者
		児童発達支援管理責任者
		機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）
		訪問支援員（保育士、児童指導員、心理指導担当職員 に限る）
1-1 (10)	障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
1-1 (11)	病院・診療所	退院後生活環境相談員
		次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整 に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における 保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活 動
		身体障害者福祉司
		心理判定員
		職能判定員
1-1 (12)	身体障害者更生相談所	ケース・ワーカー
1-1 (13)	身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員
1-1 (14)	精神保健福祉センター	精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神 保健福祉相談員
		精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神 保健福祉士
		精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神 科ソーシャルワーカー
		精神障害者に関する相談援助業務を行っている心理 判定士
1-1 (15)	救護施設	生活指導員
	更生施設	
1-1 (16)	福祉に関する事務所（福祉事務所）	指導監督を行う所員（査察指導員）
		身体障害者福祉司

別添1 のコード	返還猶予・返還免除の対象となる 福祉施設・事業（種別）	返還猶予・返還免除の対象となる 業務（職種）
1-1 (16)	福祉に関する事務所（福祉事務所）	知的障害者福祉司
		社会福祉主事（老人福祉指導主事）
		現業を行う所員（現業員）
		家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事）
		家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相談員）
		面接相談員
		婦人相談員
		母子・父子自立支援員
		就労支援事業に従事する就労支援員
		被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
1-1 (17)	婦人相談所	相談指導員
		判定員
		婦人相談員
1-1 (18)	婦人保護施設	入所者を指導する職員
1-1 (19)	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司
		心理判定員
		職能判定員
		ケース・ワーカー
1-1 (20)	養護老人ホーム	生活相談員
	特別養護老人ホーム	生活相談員
	軽費老人ホーム	主任生活相談員
		生活相談員
	老人福祉センター	入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員
	老人短期入所施設	相談・指導を行う職員
	老人デイサービスセンター	生活相談員
	老人介護支援センター	相談援助業務を行っている職員
1-1 (21)	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員
1-1 (22)	指定介護老人福祉施設	生活相談員
	介護老人保健施設	介護支援専門員
		支援相談員
	介護医療院	介護支援専門員
指定介護療養型医療施設	介護支援専門員	
1-1 (23)	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員（介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護業務、ケアマネジメント支援、認知症初期集中支援推進事業に限る）
1-1 (24)	障害者支援施設	生活支援員
		就労支援員
		サービス管理責任者
1-1 (25)	地域活動支援センター	指導員
1-1 (26)	福祉ホーム	管理人

別添1 のコード	返還猶予・返還免除の対象となる 福祉施設・事業（種別）	返還猶予・返還免除の対象となる 業務（職種）
1-1 (27)	障害福祉サービス事業（生活介護を行う施設）	生活支援員
		サービス管理責任者
	障害福祉サービス事業（自立訓練（機能訓練・生活訓練）を行う施設）	生活支援員
		サービス管理責任者
	障害福祉サービス事業（就労移行支援を行う施設）	生活支援員
		就労支援員
		サービス管理責任者
障害福祉サービス事業（就労継続支援 A 型・B 型を行う施設）	生活支援員	
	サービス管理責任者	
障害福祉サービス事業（就労定着支援を行う施設）	就労定着支援員	
	サービス管理責任者	
障害福祉サービス事業（自立生活援助を行う施設）	サービス管理責任者	
	地域生活支援員	
1-1 (28)	一般相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
1-1 (29)	特定相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
1-2 (1)	授産施設	指導員
	宿所提供施設	
1-2 (2)	乳児院	児童指導員
		保育士
		個別対応職員
		家庭支援専門相談員
		里親支援専門相談員
1-2 (3)	有料老人ホーム	生活相談員
1-2 (4)	指定特定施設入居者生活介護を行う施設	生活相談員 計画作成担当者
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設	
	指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	
1-2 (5)	身体障害者更生援護施設	生活支援員
	身体障害者福祉工場	指導員
1-2 (6)	精神障害者社会復帰施設	精神保健福祉士
		精神障害者社会復帰指導員
		管理人
1-2 (7)	知的障害者援護施設	生活支援員
1-2 (8)	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員
1-2 (9)	隣保館	相談援助業務を行っている指導職員
1-2 (10)	都道府県社会福祉協議会	「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添 16（日常生活自立支援事業実施要領）5(1)に規定する専門員
		その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。）を行っている職員

別添1 のコード	返還猶予・返還免除の対象となる 福祉施設・事業（種別）	返還猶予・返還免除の対象となる 業務（職種）
1-2 (11)	市（特別区含む）町村社会福祉協 議会	福祉活動専門員
		その他相談援助業務（主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。）を行っている職員
1-2 (12)	児童デイサービス事業を行っ ている施設	相談援助業務を行っている職員
1-2 (13)	児童福祉法第6条の2の2第3項 に基づく厚生労働大臣の指定を受 けた指定発達支援医療機関	児童指導員
		保育士
1-2 (14)	独立行政法人国立重度知的障害者 総合施設のぞみの園法第11条第1 号規定する施設	相談援助業務を行っている指導員
		相談援助業務を行っているケースワーカー
1-2 (15)	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員
1-2 (16)	刑事施設	刑務官
	少年院	法務教官
	少年鑑別所	法務技官（心理） 福祉専門官
1-2 (17)	地方更生保護委員会	保護観察官
	保護観察所	社会復帰調整官
1-2 (18)	更生保護施設	補導主任
		補導員
		福祉職員
		薬物専門職員
1-2 (19)	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
1-2 (20)	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員
1-2 (21)	児童自立生活援助事業を行っ ている施設	相談援助業務を行っている指導員
1-2 (22)	子育て短期支援事業を行っ ている児童養護施設	相談援助業務を行っている職員
	子育て短期支援事業を行っ ている母子生活支援施設	
	子育て短期支援事業を行っ ている乳児院	
	子育て短期支援事業を行っ ている保育所	
1-2 (23)	母子家庭等就業・自立支援セン ター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員
	一般市等就業・自立支援事業を行 っている施設	
1-2 (24)	地域子育て支援拠点事業を行っ ている施設	相談援助業務を行っている職員
1-2 (25)	利用者支援事業を行っ ている施設	相談援助業務を行っている職員
1-2 (26)	母子・父子自立支援プログラム策 定事業を行っている施設	母子・父子自立支援プログラム策定員

別添1 のコード	返還猶予・返還免除の対象となる 福祉施設・事業（種別）	返還猶予・返還免除の対象となる 業務（職種）
1-2 (27)	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱に基づく「就業支援専門員配置等事業」を行っている施設	就業支援専門員
1-2 (28)	重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設	児童指導員 保育士
1-2 (29)	点字図書館 聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員
1-2 (30)	共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員
1-2 (31)	障害者福祉サービス事業（療養介護を行う施設） （短期入所を行う施設） （重度障害者等包括支援を行う施設） （共同生活援助を行う施設）	相談援助業務を行っている職員
1-2 (32)	知的障害児施設 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設	児童指導員 保育士
1-2 (33)	重症心身障害児施設	児童指導員 保育士 心理指導を担当する職員
1-2 (34)	指定相談支援の事業を行う施設	相談支援専門員
1-2 (35)	身体障害者自立支援を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
1-2 (36)	日中一時支援事業を行っている施設 障害者相談支援事業を行っている施設 障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
1-2 (37)	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員
1-2 (38)	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員
1-2 (39)	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）
1-2 (40)	アウトリーチ事業を行っている施設 アウトリーチ支援に係る事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）
1-2 (41)	指定通所介護を行う施設 指定地域密着型通所介護を行う施設 指定介護予防通所介護を行う施設	生活相談員

別添1 のコード	返還猶予・返還免除の対象となる 福祉施設・事業（種別）	返還猶予・返還免除の対象となる 業務（職種）
1-2 (41)	指定短期入所生活介護を行う施設	生活相談員
	指定介護予防短期入所生活介護を行う施設	
	第一号通所事業を行う施設	
1-2 (42)	指定通所リハビリテーションを行う施設	支援相談員
	指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設	
	指定短期入所療養介護を行う施設	
	指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	
1-2 (43)	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター
1-2 (44)	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者
1-2 (45)	指定認知症対応型通所介護を行う施設	生活相談員
	指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	
1-2 (46)	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護支援専門員
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設	
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設	
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設	
	指定複合型サービスを行う施設	
1-2 (47)	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員
		介護支援専門員
1-2 (48)	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員
1-2 (49)	介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
1-2 (50)	「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業」を行っている生活支援ハウス	生活援助員
1-2 (51)	「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を行っている高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等	相談援助業務を行っている生活援助員
1-2 (52)	サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員
1-2 (53)	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員
1-2 (54)	就労支援事業を行っている事業所	就労支援員

別添1 のコード	返還猶予・返還免除の対象となる 福祉施設・事業（種別）	返還猶予・返還免除の対象となる 業務（職種）
1-2 (55)	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター その他相談援助業務を行っている専任の職員
1-2 (56)	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員
1-2 (57)	ホームレス総合相談推進業務を行 っている事業所	相談援助業務を行っている相談員
1-2 (58)	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
1-2 (59)	東日本大震災の被災者に対する相 談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
1-2 (60)	被災者に対する相談援助業務を実 施する事業所	相談援助業務を行っている職員
1-2 (61)	自立相談支援機関	主任相談支援員
	家計相談支援事業を行っている事 業所	相談支援員 就労支援員 家計相談支援員
1-2 (62)	生活困窮者自立相談支援事業を行 っている自立相談支援機関	主任相談支援員 相談支援員
	生活困窮者家計改善支援事業を行 っている事業所	就労支援員 家計改善支援員
1-2 (63)	被保護者就労支援事業を行ってい る事業所	就労支援員
1-2 (64)	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員
		就労支援を担当する職員
1-2 (65)	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
1-2 (66)	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
		職場適応援助者
1-2 (67)	第1号職場適応援助者助成金受給 資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した職員であ って、職場適応援助を行っている者
	訪問型職場適応援助者助成金受給 資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であ って、職場適応援助を行っている者
1-2 (68)	障害者雇用支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正す る法律（平成20年法律第96号）第3条の規定によ る改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第28 条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職 員
1-2 (69)	障害者雇用安定助成金（障害者職 場適応援助コース）のうち、訪問 型職場適応援助に係る受給資格認 定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であ って、職場適応援助を行っている者
1-2 (70)	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者
		就業支援担当者
		主任職場定着支援担当者
		生活支援担当職員
1-2 (71)	公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター
		発達障害者雇用トータルサポーター
1-2 (72)	教育機関	スクールソーシャルワーカー
1-2 (73)	難病相談支援センター	難病相談支援員

別添1 のコード	返還猶予・返還免除の対象となる 福祉施設・事業（種別）	返還猶予・返還免除の対象となる 業務（職種）
1-2(74)	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
1-2(75)	子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員
1-2(76)	子育て世代包括支援センター	相談援助業務を行っている職員
1-2(77)	地域若者サポートステーション	相談援助業務を行っている職員
1-2(78)	子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員
1-2(79)	成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき策定された成年後見制度利用促進基本計画における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員
1-2(80)	基幹相談支援センター	相談援助業務を行っている職員
1-2(81)	家庭裁判所	家庭裁判所調査官
1-2(82)	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員
1-2(83)	「医療的ケア児等とその家族への支援」を行っている事業所	医療的ケア児等コーディネーター
1-2(84)	母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
1-2(85)	日常生活支援住居施設	生活支援員 生活支援提供責任者
1-2(86)	産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員
1-2(87)	福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設	福祉に関する相談援助業務を行っている相談員

◆「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲について」（昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知）別添2の一覧

別添2の コード	返還猶予・返還免除の対象となる 福祉施設・事業（種別）	返還猶予・返還免除の対象となる 業務（職種）
2-1(1)	障害児通所支援事業を行う施設	入所者の保護に直接従事する職員（職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員、医師、看護師その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）
	児童発達支援センター	
	障害児入所施設	
	知的障害児施設	
	知的障害児通園施設	
	盲ろうあ児施設	
	肢体不自由児施設	
2-1(2)	身体障害者更生援護施設 （身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設）	主たる業務が介護等である者
	地域活動支援センターを行う事業所	
	障害者支援施設	

別添2の コード	返還猶予・返還免除の対象となる 福祉施設・事業（種別）	返還猶予・返還免除の対象となる 業務（職種）
2-1 (3)	救護施設 更生施設	介護職員
2-1 (5)	障害福祉サービス事業 共同生活介護を行う事業者	主たる業務が介護等である者
2-1 (6)	障害福祉サービス事業 （居宅介護を行う事業所） （重度訪問介護を行う事業所） （同行援護を行う事業所） （行動援護を行う事業所） （療養介護を行う事業所） （生活介護を行う事業所） （短期入所を行う事業所） （重度障害者包括支援を行う事業所） （自立訓練を行う事業所） （就労移行支援を行う事業所） （就労継続支援を行う事業所） （共同生活援助を行う事業所）	主たる業務が介護等である者
2-1 (7)	児童デイサービスを行っている事業所	主たる業務が介護等である者
2-1 (21)	養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム その他の施設であって、入所者のうちに身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むもの	主たる業務が介護等の業務である者
2-1 (22)	サービス付き高齢者向け住宅	主たる業務が介護等の業務である者
2-1 (25)	老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年3月厚生省告示第72号）別表第1（老人医科診療報酬点数表）において定められた病棟等のうち、介護力を強化したもの（同告示に基づき、都道府県知事に対し、「老人病棟老人入院基本料（1から4）」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」又は「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等）	看護の補助の業務に従事する者であってその主たる業務が介護等の業務である者
2-1 (26)	病院又は診療所	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
2-1 (27)	訪問看護事業	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
2-1 (28)	国立ハンセン病療養所等	介護員等その主たる業務が介護等の業務である者
2-1 (29)	家政婦	個人の家庭において就業し、主たる業務が介護等の業務である者

別添2の コード	返還猶予・返還免除の対象となる 福祉施設・事業（種別）	返還猶予・返還免除の対象となる 業務（職種）
2-1 (30)	労災特別介護施設	介護職員
2-1 (31)	重症心身障害児（者）通園事業を行 っている施設	入所者の保護に直接従事する職員（施設長、医師、看 護師及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を 除く。）
2-1 (32)	在宅重度障害者通所援護事業を行 っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
2-1 (33)	知的障害者通所援護事業を行っ ている施設	主たる業務が介護等の業務である者
2-1 (34)	身体障害者自立支援を行っている 施設	主たる業務が介護等の業務である者
2-1 (35)	生活サポートを行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
	移動支援事業を行っている施設	
	日中一時支援を行っている施設	
	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事 業を行っている施設	
	訪問入浴サービスを行っている施 設	介護職員
2-1 (36)	地域福祉センター	主たる業務が介護等の業務である者
2-1(37)	原子爆弾被爆者養護ホーム	介護職員
2-1 (38)	原子爆弾被爆者デイサービス事業 を行っている施設	介護職員
	原子爆弾被爆者ショートステイ事 業を行っている施設	
2-1 (39)	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	原爆被爆者家庭奉仕員
2-1 (40)	介護等の便宜を供与する事業を行 う者	使用される者のうち、その主たる業務が介護等の業務 である者